9月13日に高松高等裁判所で言い渡された高知県立大学に雇用されていた契約職員の雇い止め裁判の控訴審の不当判決を受けて、原告の方からお寄せいただいたコメントを紹介します。

------

いつもお世話になっております。

本日、高松高等裁判所において判決が出ましたので、ご報告させていただきます。 結果は敗訴という、大変残念な結果となりました。

大学は、雇用期間が上限3年という規程を盾に、非正規職員をなくして、正規職員に切り替えていくという方針を主張してきました。確かにそれは事実かもしれません。

けれども実態として、大学は、雇用の継続の期待を何度も持たせ、正職員と同等の業務を任せ、 36 協定を超える長時間労働を長期間させてきた非正規職員を雇止めしたことも事実です。

それに対して大学側は、期待させることは言っていない、専門性・非代替性のある業務ではな かった、長時間労働をしていたのは協調性がないからだと人格否定までして、反論してきました。

当然そういった反論はするだろうと予測はしていましたが、地裁では、何をどう調べたのか具体的な理由はなく、大学の主張を引用して判決文に出していたことに全く納得できず、今回控訴しました。

専門性・非代替性がなければ、年間 900 時間にも及ぶ時間外労働をすることはまずあり得ません。これほどまで精神的・肉体的に過酷な長時間労働をしていなければ、控訴はしていませんでした。

別件の高裁では、裁判官から、法律に基づいての判断になるため棄却になるとの話が、判決日 を待たずに第1回裁判期日にあったと聞きました。

今回の私の判決内容はまだ読んでいませんが、裁判というのは、法律上の形式ではなく、実態に基づいて判断を下すものだと思っていたのが、その話を聞き、そうではないことに愕然としました。

当時の事務局長が、団体交渉で、私たちの雇止めは、労働契約法の無期転換ルールへの改正が一因だと認めていたにも関わらず、裁判所は法律上の形式を重視し、実態がどうであったのかを評価してもらえなかったことが残念でなりません。

労働契約法の無期転換ルールへの改正がなければ、私たちはこれほど不合理に雇止めされることはなかったと思います。

本来非正規職員を守るはずの法律が、一方で非正規職員を雇止めする法律になってしまっている実態が、全国から耳に入ってきます。

権力のある組織が法律によって守られ、個人は切り捨てられるのでしょうか。何のための法改 正か。

雇用問題は、それだけ厳しい現実があることを身をもって感じました。

高知県立大学は、先月図書館の焚書が大きな問題になりました。 雇止めの裁判は、私を含めて3件起こっています。 大学は体裁を繕って、大事なことを見落としているようでなりません。

高知県立大学は、高知県を代表する一大学として、学生を育成する立場として、人事にも物事にも、誠意をもって向き合っていただけることを切に願います。

地裁が始まってから、この判決までの2年半はとても長かったです。

勝てば報われるとずっと待ち続けてきましたが、結果は敗訴となり、この 2 年半は何の意味が あったのか、無念です。

現在も、高知県立大学の元非正規職員の裁判が行われています。 私も今後は支援側として見守っていきたいと思います。

この2年半、ずっと支えてくださった方々に心より感謝します。 本当にありがとうございました。